

【資料2】香港セールスサポート業務委託仕様書

1 業務名

香港セールスサポート業務委託

2 業務の目的

本業務は、訪日旅行のリピーターが多く、旅行の関心が高い香港市場をターゲットに、現地の有力旅行会社等へのセールス、トップセールスの実施、旅行博での商品販促、およびメディア・インフルエンサーを活用した情報発信を戦略的に実施するものである。

言語や商習慣の壁を越え、秋田県の認知度向上を図るとともに、具体的な旅行商品の造成と個人旅行（FIT）および団体旅行の送客実数を増加させることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日 から 令和9年3月31日 まで

4 業務内容詳細

受託者は、本業務の実施にあたっては、県が別途貸し出す「ターゲットペルソナ」を十分に分析し、各施策（SNS発信、旅行会社セールス、インフルエンサー招請等）において、そのペルソナに合致した具体的かつ効果的なアプローチ手法を提案すること。また、以下の（1）～（8）の業務を連携させ、相乗効果を生み出すよう実施すること。

（1）香港現地旅行会社等へのセールス業務

香港の主要旅行会社に対し、単なる表敬訪問ではなく、商品造成や送客に直結する具体的な「商談」を行うこと。

・セールスコール

現地旅行会社、メディア等への本件の観光情報の提供、現地旅行会社へのセールスコールを行うこと。（予算に応じて回数を提案すること、オンライン面談を含む）

・セールス対象

香港市場において訪日旅行商品の販売シェアが高く、東北方面への送客実績またはポテンシャルを持つ旅行会社を選定すること（例：EGL Tours、WWPKG、Wing On Travelなど）。提案書において「なぜその旅行会社が秋田県にとって有効か」の根拠を示すこと。

・実施時期

香港の主要な旅行商戦期（旧正月、イースター、夏休み、クリスマス）に加え、東北地方への訪問需要が高い「春（桜）」および「秋（紅葉）」のシーズンを考慮すること。実際の旅行時期から逆算した最適なリードタイムを分析し、最も成約率が高まると見込まれる「4つの時期」を特定して提案・実施すること。

(2) 香港現地旅行会社等へのセールスサポート業務（年3回程度）

秋田県が行う現地でのセールス活動について、訪問旅行会社等の提案、日程の調整と、同行・通訳等のサポートを行うこと。

(3) 旅行会社向け情報発信・ニュースレター配信業務（計4回以上）

セールス実施時期以外も秋田県への関心を維持・喚起させるため、現地旅行会社の担当者に対し定期的な情報提供を行うこと。なお、配信内容については秋田県と相談しながら決定することとする。

・配信内容

単なる観光地紹介にとどまらず、旅行会社が商品を造成しやすい「実用的な情報（交通アクセス、宿泊、モデルコース）」を盛り込むこと。

・季節連動

開封率と商品化率を高めるため、季節ごとの訴求テーマと配信スケジュールを連動させた提案を行うこと（例：9月配信で冬の雪祭り情報を提案、1月配信で桜情報を提案するなど）。

(4) 香港Holiday Travel & Expo連携・商品造成業務

香港の旅行博「Holiday Travel & Expo」に合わせ、秋田県への具体的な誘客を図るためのプロモーションを実施すること。

・連携先の選定

Expoに出展する旅行会社の中で、ブース規模が大きく、かつ訪日旅行商品の対面販売力に優れたパートナーを選定し、連携すること。

・割引商品の造成

連携旅行会社にて、Japan Rail Pass（またはJR EAST PASS等）からの割引を活用した「秋田県滞在型旅行商品」を造成・販売すること（※割引原資は県が別事業の範囲で用意する）。

・プロモーション・集客

割引原資を最大限に活用し、Expo会場内外での集客方法や、事前告知（SNS、Web等）の具体的な手法を提案・実行すること。

(5) メディア・インフルエンサー招請業務（予算規模：5人回）

秋田県の魅力を現地の視点で発信し、実際の「予約アクション」へ繋げるための招請（FAMトリップ）を実施すること。（※招請に係る交通費、宿泊費、秋田県での飲食や体験に伴う費用は県が別事業の範囲で対応する。）

・対象者の選定：香港の最新トレンド（YouTubeやInstagram重視など）を反映し、単なるブロガーではなく、実益（予約）に繋がる「日本旅行専門メディア」や「YouTuber」、「インフルエンサー」等の選定基準を明記すること。

・情報発信と拡散：招請後のアウトプット（動画本数、記事数）の最低保証値を設定し、そのコンテンツをどのように拡散させ認知や予約へ結びつけるかを含めて提案・実行すること。

・実施規模：予算の範囲内（5人回）で、1人回以上の招請を提案すること。

- ・訪問先の撮影許可については、招請に係る手配を実施した際に別事業の範囲で対応することとする。

(6) 知事トップセールス支援業務

7月中旬に予定されている秋田県知事の香港訪問（現地活動期間：半日を想定）に合わせ、トップセールスによるインパクトを最大化するための企画・調整・アテンドを行うこと。

- ・訪問先の選定へのアドバイスと調整：香港市場の実情に応じ、限られた時間内で最大の効果を生む訪問数・ルートを調整すること。

- ・訪問先の候補は以下のとおりとし、受託決定後、秋田県と速やかに協議の上決定すること。

①香港現地旅行会社（1社以上）

経営層（CEO、社長クラス）との面談を設定し、具体的な成果が見込める相手先を選定すること。

②香港現地メディア（1社以上）

秋田県の認知拡大に寄与する有力メディアを選定し、取材対応または表敬訪問を設定すること。

③JNTO香港事務所（秋田県から打診済）

- ・当日の支援

面談時の通訳手配、想定問答の作成サポート、および当日のロジスティクス（タイムキーピング等）を含むアテンド業務全般を行うこと。

- ・移動車の手配

県が別事業の範囲で対応する。

(7) 令和9年度事業検討における市場調査とプロモーション施策の提案

県からの相談に基づき、令和9年度事業検討に係る市場調査と効果的なプロモーション施策の協議、提案を継続的に実施すること。

(8) その他

- ・その他、秋田県の認知度向上や誘客促進に資するもので、受託者が提案する業務を実施することが出来る。ただし、経費は本契約額の範囲内で行うものとする。

- ・提案については4（1）～（7）までの内容を自由に提案するものとするが、参考として秋田県が考える下記のイメージのような取組みが望ましい。

<イメージ>

秋田県が抱える課題:圧倒的な認知不足

プロモーション視点

- ・インターネット上やSNS上に秋田県庁のオウンドメディアのみならず情報が充実している状態を数年かけて実現したい
- ・インターネット上の情報については、ドメインパワーが高い多数のウェブサイトにも秋田県の情報が掲載されることを目指したい
- ・インフルエンサーを招請する場合は、投稿は出来るだけリールの活用を依頼し、常に共同投稿を許可してもらいたい。また、リールについての二次利用も許可をいただき、秋田県のSNS広告に活用させていただける形が理想と考えている

セールス視点で

- ・旅行会社に訪問営業する際は、マーケティングやプロモーションの担当ではなく商品を造成している担当に対して直接実施したい
- ・訪問営業する旅行会社については、ランドオペレーターを介入せず直接商品造成している会社を優先的に訪問したい
- ・団体商品のみならず、FIT向けの航空券と宿泊施設のパッケージ商品を販売している旅行会社の秋田県内宿泊施設の取扱件数も増やしたい(OTAからの仕入れであれば、どこのOTAに掲載するのが効率的かも見極めたい)
- ・ウェブメディアはもちろん、香港ローカルで影響力のあるオフラインのメディアも含めて広告や発信についての情報を入手したい

5 求められる成果物

- ①実施計画書（契約締結後、速やかに提出）
- ②月次報告書（各月の業務進捗状況を翌月5日までに提出）
- ③セールス・商談報告書（セールスおよびトップセールス実施後、面談者、商談内容、感触、今後の課題等をまとめたレポート）
- ④招請実施報告書（掲載記事、動画データ、インサイトデータ等の実績報告）
- ⑤業務完了報告書（全業務の総括、および次年度以降に向けた提言を含む）
- ⑥現地旅行会社・メディアリスト（業務を通じて構築した連絡先リスト）

6 契約に関する条件等

(1) 報告書の提出

- ・本業務の実施状況については、月例報告のほか、契約期間満了時には実績報告書を提出すること。
- ・上記報告のほか、必要な場合は適宜書面にて状況を報告すること。

(2) 再委託等について

- ・受託者は本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはいけない。

- ・受託者は本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、実施体制等を事前に書面にて提出して委託者の承認を得るものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

- ・委託者は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ・受託者は前記要求があったときは、当該要求に係る対応を決定し、10日以内に委託者に書面で提出しなければならない。

(4) その他

- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後も同様とする。
- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- ・この仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定する。